

道 路 自 営 工 事 承 認 基 準

(目的)

第 1 この基準は、道路法第 24 条（以下「法」という。）の規定により道路管理者以外の者が行う市道に関する工事又は維持（以下「自営工事」という。）を承認する場合の基準を定める。

(承認の原則)

第 2 道路自営工事の承認の原則は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 道路の従前の機能を損なうことのない構造であること。
- (2) 都市計画その他道路周辺の土地利用計画等と調整され、道路の改築計画がある場合は、その改築計画と整合していること。
- (3) 道路の構造保全及び交通の安全かつ円滑な交通確保ができること。

2 道路自営工事の承認にあたり市長が付す条件は、別紙条件書を参考にするものとする。

3 第 1 項の道路自営工事として承認できる工事を例示すると概ね次のとおりである。

- (1) 出入口設置工事
- (2) 側溝設置工事
- (3) のり敷の盛土又は切土工事
- (4) 取付道路工事
- (5) 道路照明設置工事
- (6) 道路上の植樹工事
- (7) 防護柵の撤去工事
- (8) 境界標の設置工事
- (9) その他道路及び道路工作物の新設、改築又は修繕・舗装に関する工事

(道路の構造)

第 3 道路自営工事を行う場合の道路の構造は、特別の指示がない限り道路構造令（昭和 45 年 10 月 29 日政令第 320 号）及び千曲市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日施行）による。

(出入口設置工事)

第 4 沿道の家屋及び事業所等から車道へ接続する出入口（以下「出入口」という。）の設置工事とは、縁石、柵、駒止め、街灯等の撤去又は移設、並びに歩道、側溝等の補強を行うものをいい、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 出入口は、次に定める区分とする。
 - ① 歩行者出入口（歩行者及び軽車両が出入りするもの）
 - ② 乗用、*¹小型貨物自動車等出入口（乗用定員が 10 人以下で、かつ車両総重量が 3.5t 以下の自動車が入り出るもの）*¹ 一般的な 2 t 車及び 4 ナンバーをいう。

- ③ *²普通貨物自動車等出入口（車両総重量 8.0t 以下の自動車（最大積載量 5t 未満）が出入りするもの）* 2 一般的な 4 t 車及び 1 ナンバーをいう。
- ④ 大型及び中型貨物自動車等出入口（車両総重量 8.0t を越える自動車（最大積載量 5t 以上）が出入りするもの）
- (2) 通路は、次の各号に掲げる場所には原則として設置してはならない。ただし、民家等にその所有者の自家用車が出入りする場合で、かつ自家用車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、①から④まで及び⑥の規定は適用しないことができる。
- ① 横断歩道、自転車横断帯及びその前後 5 m 以内の部分（図 1）
* 上記については公安委員会に協議が必要になる場合あり。
- ② トンネル、洞門等の前後各 50m 以内の部分
- ③ バス停留所。ただし、停留所を表示する標柱又は表示板のみの停留所の場合は、その位置から 10m 以内の部分（図 2）
- ④ 地下道及び地下鉄の出入口並びに横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分（図 3）
- ⑤ 総幅員 7 m 以上の道路の交差する交差点の中、及びその交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分。ただし、T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。（図 1、4）
- ⑥ バス停車帯の部分（図 2）
- ⑦ 橋の部分
- ⑧ 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- ⑨ 道路照明灯、交通信号機等の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、かつ申請者が移設をする場合を除く。

図 1 （第 4（2）① ⑤ 関係）

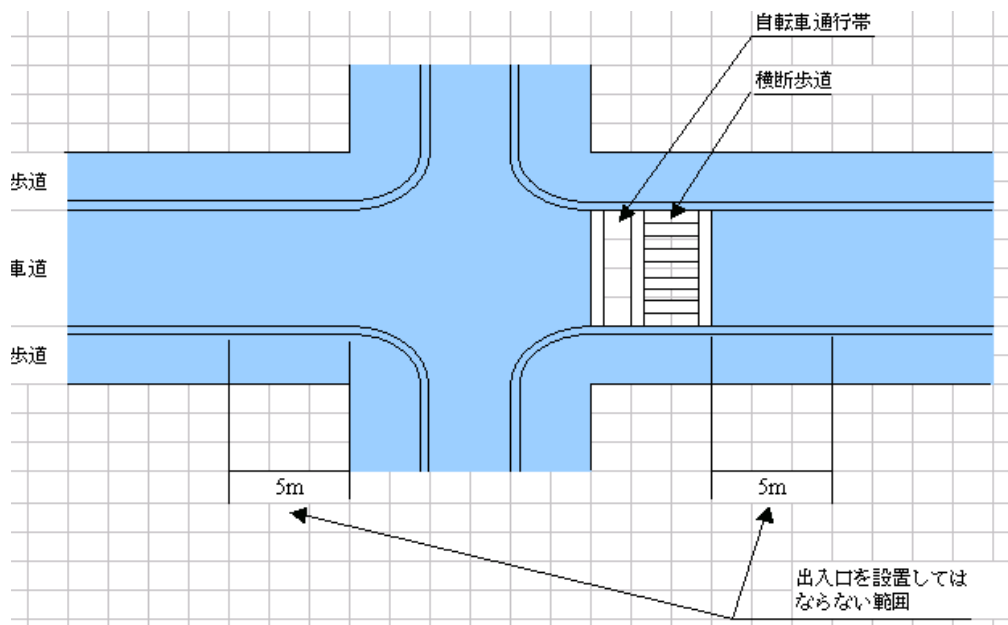


図2 (第4(2)③⑥ 関係)

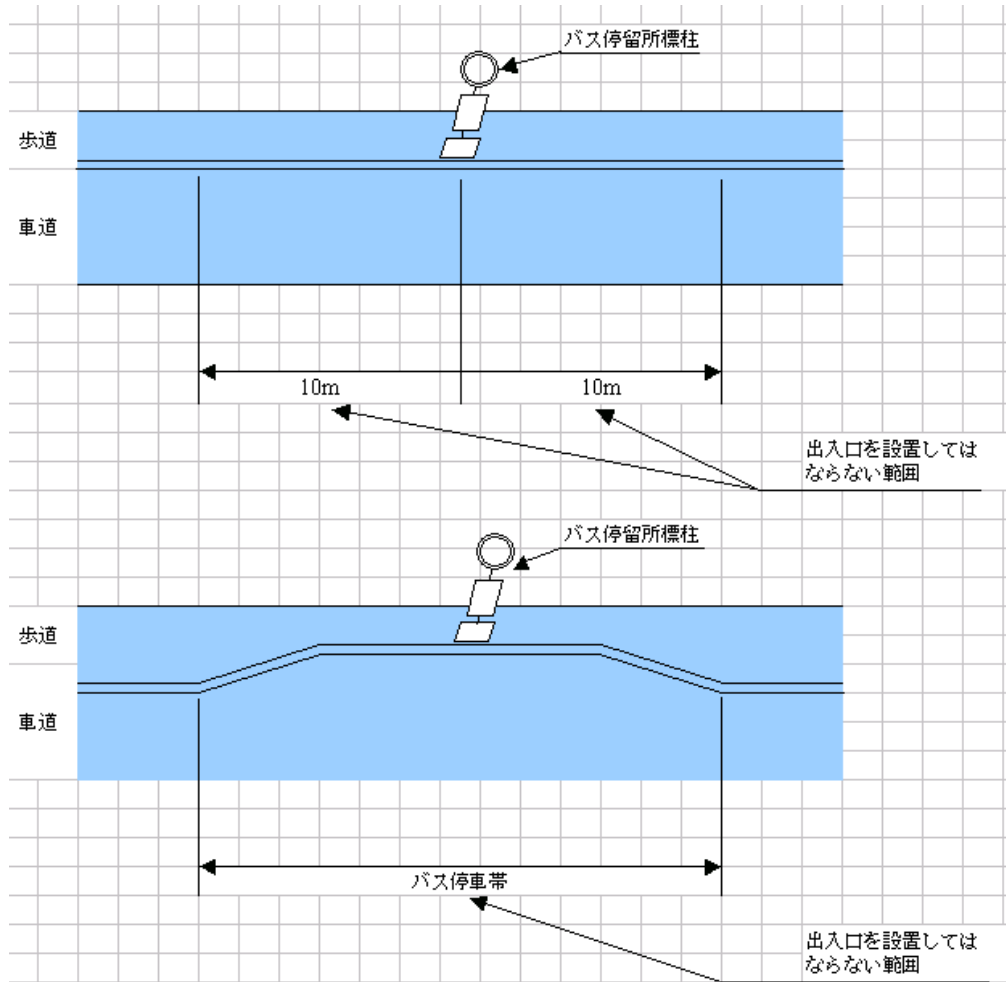


図3 (第4(2)④ 関係)

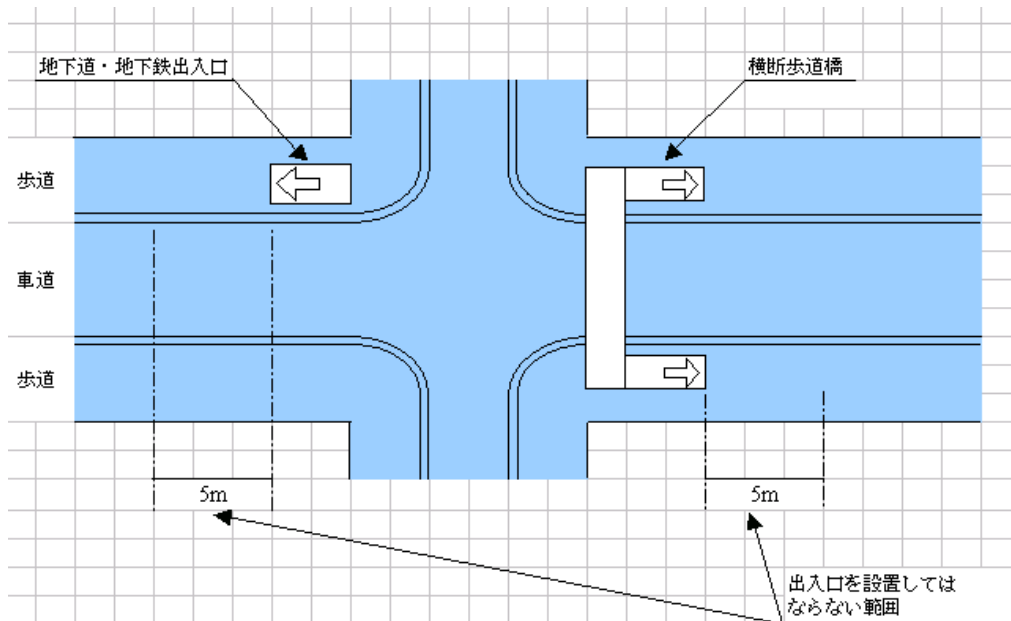
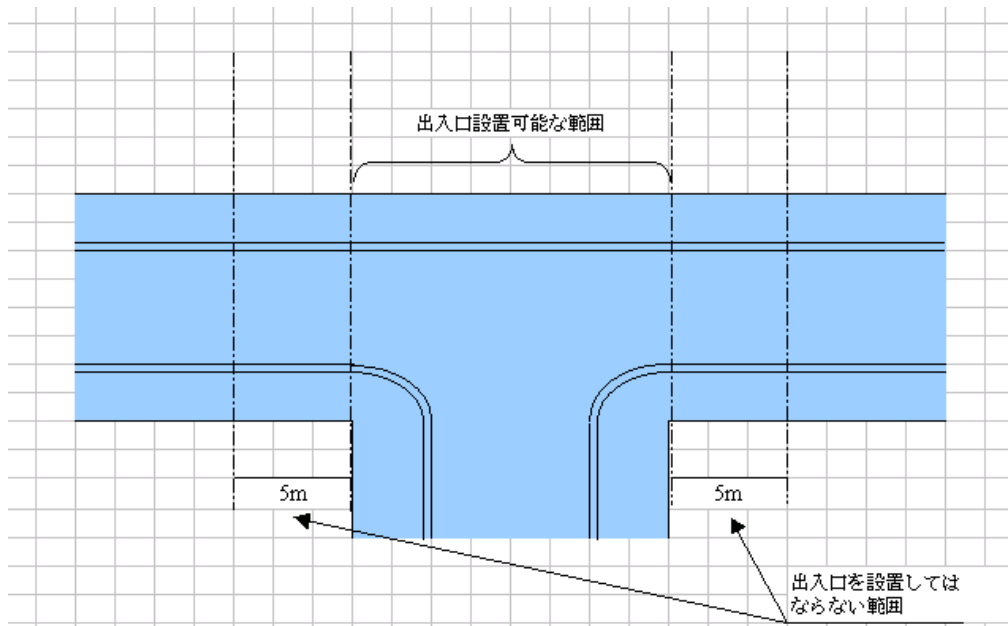
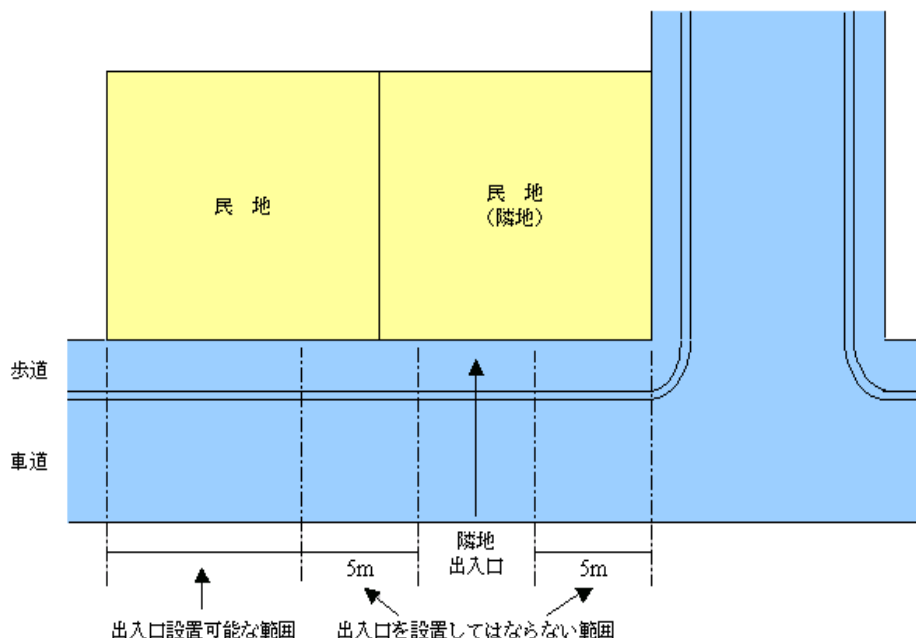


図4 (第4(2)⑤ 関係)



- (3) 出入口の設置数は、一つの家屋、事業所につき1箇所を原則とする。ただし、ガソリンスタンド、工場、大型店舗、運輸倉庫等の特殊な事業所で、敷地間口が概ね30m以上ある場合には、2箇所まで設置することができる。(家屋の場合で特殊な場合はこの限りではない)
- (4) 出入口相互の間隔又は交差道路と隣接する箇所の交差道路との間隔は、交通の安全と混雑防止のため、原則として5m以上とする。
 ただし、民家等にその所有者の自家用車が出入りする場合で、かつ自家用車の出入り回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、概ね2m以上とすることができる。(図5)

図5 (第4(4) 関係)



- (5) 出入口は、原則として車道中心線に対して直角に設置するものとする。
 ただし、出入りする車両、交通の状況等により、構造上やむを得ない場合は、車道に対して斜角 60° に設置することができる。
- (6) 出入口以外の場所から自動車が入り出できる状態になる場合には、駒止めを設置するなどの措置をとらせること。
- (7) 出入口の幅員は、次の表による。

表 1

区 分	直角に設置する場合の幅員	斜角 60° に設置する場合の幅員
ア 歩行者・軽車両等出入口	3 m以下	認めない
イ 乗用、小型貨物自動車等出入口	4 m以下	認めない
ウ 営業目的出入口	6 m以下	認めない
エ 普通貨物自動車等出入口	8 m以下	7 m以下
オ 大型及び中型貨物自動車等出入口	12m以下	8 m以下

ただし、トレーラー又は特殊な車両が常時出入りする箇所、または一般住宅等において車の所有台数や駐車形態等に応じて、必要最小限の範囲で別途考慮することができる。

- (8) 出入口（歩行者等出入口を除く）は、必要に応じ前(7)に定める幅員の範囲内で隅切りを行うものとする。
- (9) 出入口の舗装構成は、車道の舗装構成と同等とし、次の図による。

表 2

(Cm)

区 分	アスファルト舗装			ブロック舗装			コンクリート舗装		
	表層	路盤	凍上	表層	路盤	凍上	表層	路盤	凍上
歩行者・軽車両等出入口	3	10	15	6	10	15	7	10	15
乗用、小型貨物自動車等出入口	4	15	15	8	15	15	12	15	15
普通貨物自動車等出入口	5 (基層有)	15	15	8 (基層有)	15	15	15	15	15
大型及び中型貨物自動車等出入口									

表層：再生アスファルト細粒度 13 または密粒度 13

路盤：再生クラッシャーラン 40-0mm

凍上抑制層工：再生クラッシャーラン 40-0mm

基層：粗粒度 20 (t =50cm)

- (10) 出入口の設置にあたって、民地内から道路への雨水の流出が想定される場合には、民地側に雨水桝を設置する、又は排水性舗装を用いるなど雨水の流出を防止するための配慮すること。排水性舗装は、「排水性舗装技術指針（案）（平成 8 年 10 月（社）日本道路協会）」に基づき施工する。

- (11) 出入口の設置にあたって、民地内から道路への土砂等の流出が想定される場合には、民地側に最低1m幅で舗装を行うものとする。
- (12) 出入口の設置にあたって、既設の道路側溝等を横断する場合は、次の各号に掲げるところによる。
- ① 出入口通路が横断する部分の側溝断面を侵し、又は流水を阻害してはならない。
 - ② 道路側溝の布設替え等は、次の区分により行う。
 - ア 歩行者・自転車のみが横断する出入口の場合
歩道用落とし蓋式側溝（V Sを含む）に布設替えすること。ただし、歩行者・自転車の荷重に十分耐えることができ、かつ、道路面と段差のない蓋を使用する場合は、既設の道路側溝に蓋掛けとすることができること。
この場合、蓋はボルト等による固定、又はゴムパッキングの接着など騒音を抑制し、及び跳ね上がりによる事故防止を行うこと。
 - イ 自動車が横断する出入口の場合
車道用落とし蓋式側溝（V Sを含む）に布設替えすること。車両総重量が3.5tを越える自動車が日常的に出入りするなど利用形態によっては道路横断用側溝に布設替えをすること。この場合の蓋は、前（ア）と同様とする。（表ウ、エ、オによる）
 - ③ 道路側溝の布設替え等により、側溝断面を侵し、又は流水を阻害するおそれのある場合は、既設の道路側溝と同等以上の材料を用いて、前後の影響範囲まで布設替え等を行うものとする。
- (14) 出入口の設置に伴い、道路構造物である植樹帯（柵）の移設または撤去をする場合には、移設することを基本とし、やむを得ない場合にのみ撤去とするものとし、植栽帯（柵）を撤去する場合でも、樹木は近隣の植栽帯（柵）に移植するものとする。
- (15) 出入口は、地先境界ブロック等を設置し境界を明示するものとする。
- (16) 車両が常時出入りする事業所等の出入口の設置にあたり、本線車道の交通量が10,000台／日以上である場合、又は本線車道の交通に著しく支障となる場合は、出入りのための付加車線の設置について関係機関と協議するものとする。

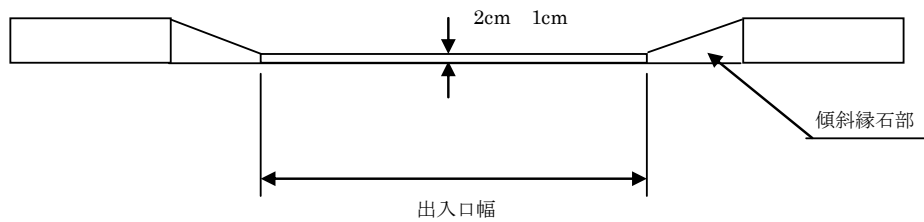
（歩道等の切り下げによる出入口の設置工事）

第5 出入口設置工事のうち、歩道等の切り下げ（縁石のみの切り下げを含む）については、第4の規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等における通路の隅切りは、傾斜縁石部を利用することができる。なお、傾斜縁石部は通路の幅員に含まない。（図6）
- (2) 歩車道境界の段差は、歩車道の分離並びに横断車両、歩行者及び自転車の安全な通行を考慮して2cmもしくは1cmを標準とする。（参考図6）

図6 (第5 (1)、(2) 関係)

歩道切り下げによる出入口設置 (縁石のみの場合を含む) 立面図

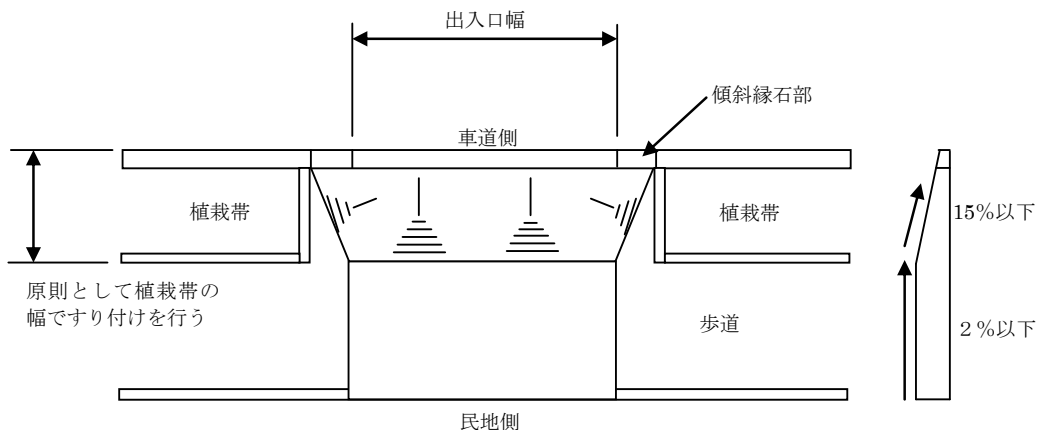


(3) マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等における通路のすり付けは、次の各号に掲げるところによる。

- ① 植樹帯等 (路上施設帯を含む。) がある場合は、当該歩道等の幅員内での連続的な平坦性を確保するため、当該植樹帯等の幅員内ですり付けを行い、歩道等の幅員内にはすり付けのための縦断勾配、横断勾配及び段差を設けないものとする。(参考図7)

図7 (第5 (3) ①関係)

植栽帯がある場合のすり付け平面図



- ② 植樹帯等がない場合又は植樹帯等があっても①に定める構造によることができない場合は、原則として1m以上の平坦部 (横断勾配2%を標準とする部分) を連続して設けるものとする。この場合には、車いす及び乳母車を利用する者 (以下「車いす等利用者」という。) の安全な通行を考慮して、当該平坦部はできる限り広く確保しなければならない。(参考図8)

図8 (第6(3)②関係)

植栽帯がない場合のすり付け平面図



③ 出入口のすり付け部の横断勾配は15%以下とする。

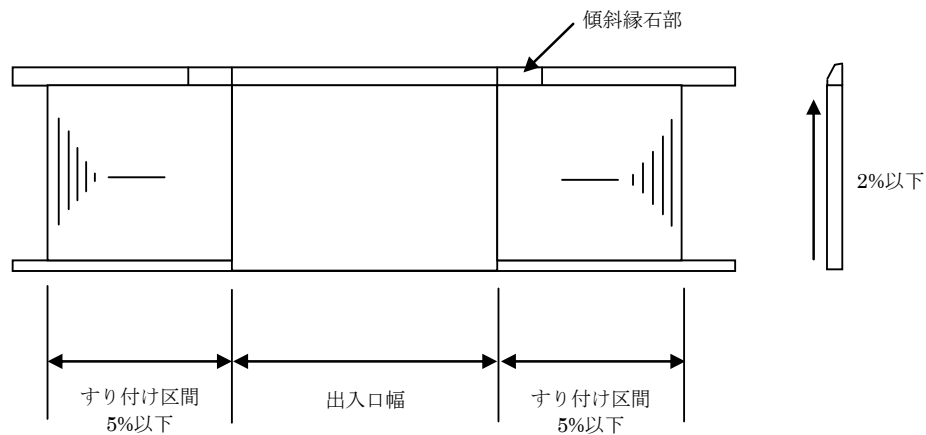
ただし、特殊縁石(歩道等の切り下げ量を少なくすることができる形状をもつ縁石)を用いる場所は10%以下とする。

④ 歩道等の幅員が狭く前(1)、(2)又は(3)に定める構造よることができない場合は、出入口を全面切り下げて縦断勾配によりすり付けるものとし、その構造は次のとおりとする。

ア すり付け部の縦断勾配は、5%以下とする。ただし、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがなく、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とすることができる。(参考図9)

図9 (第6(3)④ア関係)

出入口全面を切り下げる場合のすり付け平面図

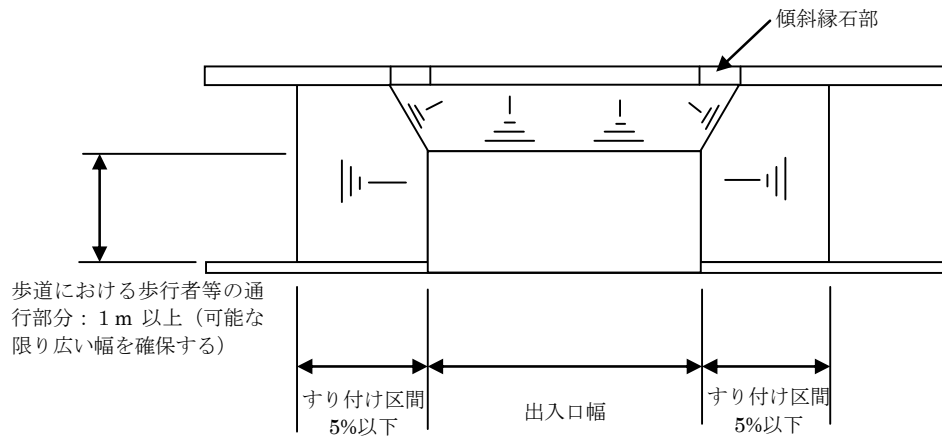


* すり付け区間の勾配は、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。

イ 民地側の地盤が高いこと等により、前（ア）に定めるすり付けができない場合は、①、②又は③の規定による横断勾配を併用してすり付けることができる。（参考図 10）

図 10 （第 6 (3)④イ関係）

出入口全面を切り下げる場合（横断すり付け併用）のすり付け平面図



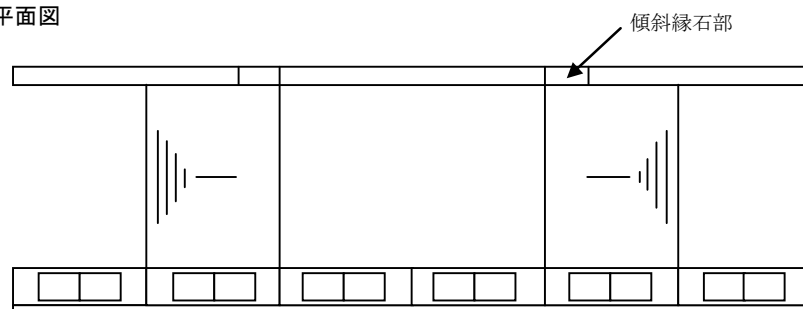
* すり付け区間の勾配は、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には 8% 以下とすることができる。

ウ 道路側溝をすり付けることにより流下能力に支障が生じるおそれがある場合は道路側溝の前後の影響範囲まで布設替えを行うものとする。（参考図 11）

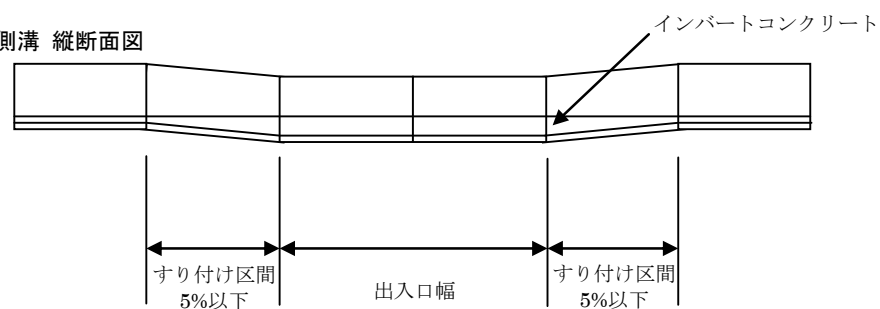
図 11 （第 6 (3)④ウ関係）

出入口の切り下げに伴って側溝の敷設替えを行う場合のすり付け平面図・縦断面図

平面図



側溝 縦断面図



* すり付け区間の勾配は、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には 8% 以下とすることができる。

エ 隣接する通路との間に水平区間が 2 m 以上確保できない場合は、隣接する通路間の歩道等の高さは、通路の高さと同一とする。

(4) 現況の歩道等に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合は、原状に復旧するものとする。なお、マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等の通路にあっては平坦部に復旧し、従前の機能を回復する。

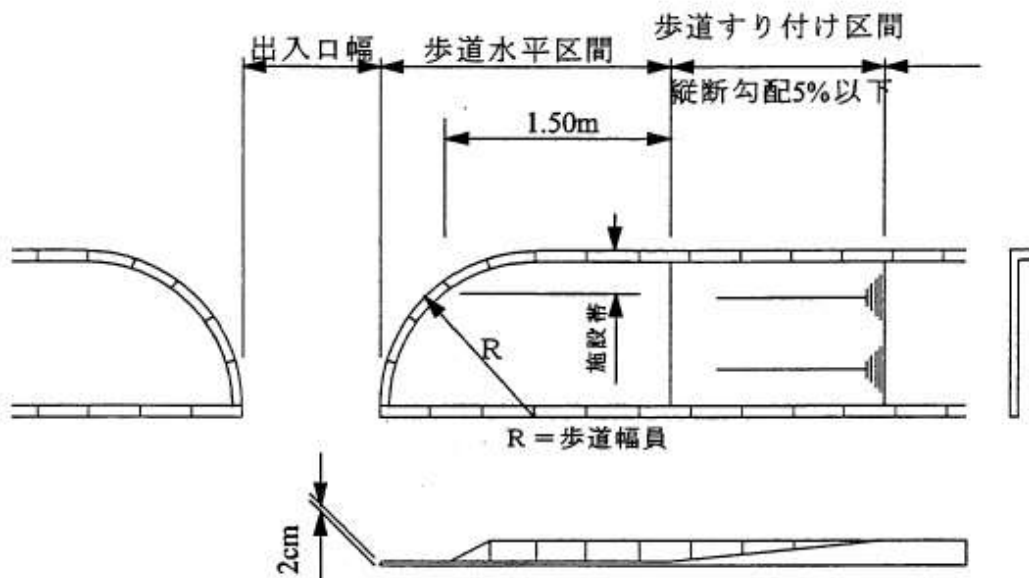
(歩道等の切開による出入口の設置工事)

第 6 出入口設置工事のうち、歩道等の切開（縁石のみの切開を含む）による出入口の設置工事については、第 4 の規定によるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

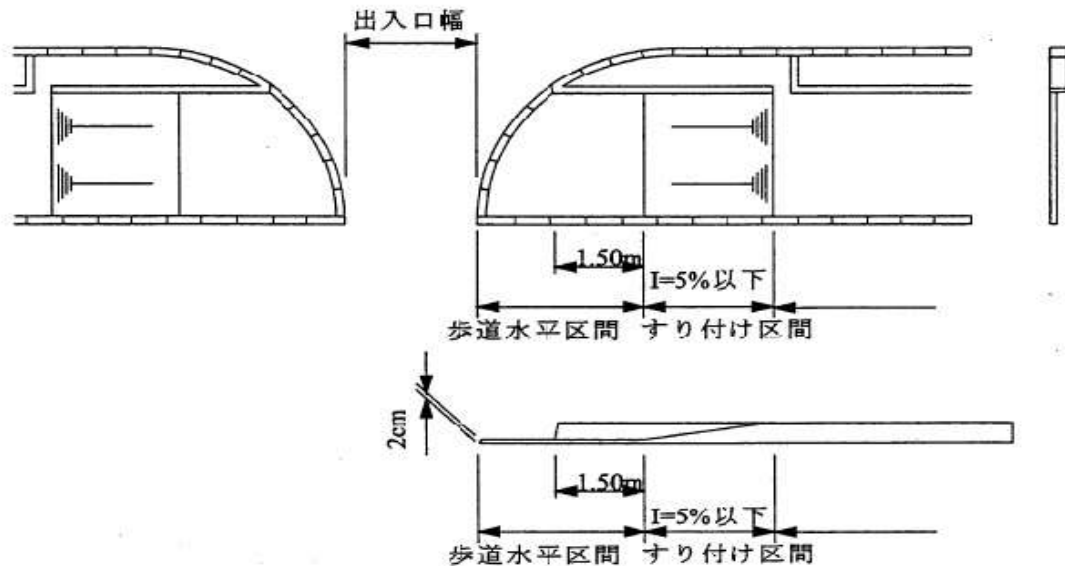
(1) 歩道等を切開した出入口の設置は、原則として次の各号の一に該当する場合に限る。

- ① 公共施設で特に出入りする交通量が多い場合
- ② 本線車道に出入りのための付加車線を設置する場合
- ③ 施設利用者ではない不特定多数の人が利用する場合
- ④ 車道側から車いす等利用者の通行が日常的に見込まれる場合

(2) 歩道等を切開した出入口の幅員は、第 4 (7) の規定によるものとする。



歩道の巻込み部における構造（歩道等の幅員が狭い場合）



歩道の巻込み部における構造（歩道等の幅員が広い場合）

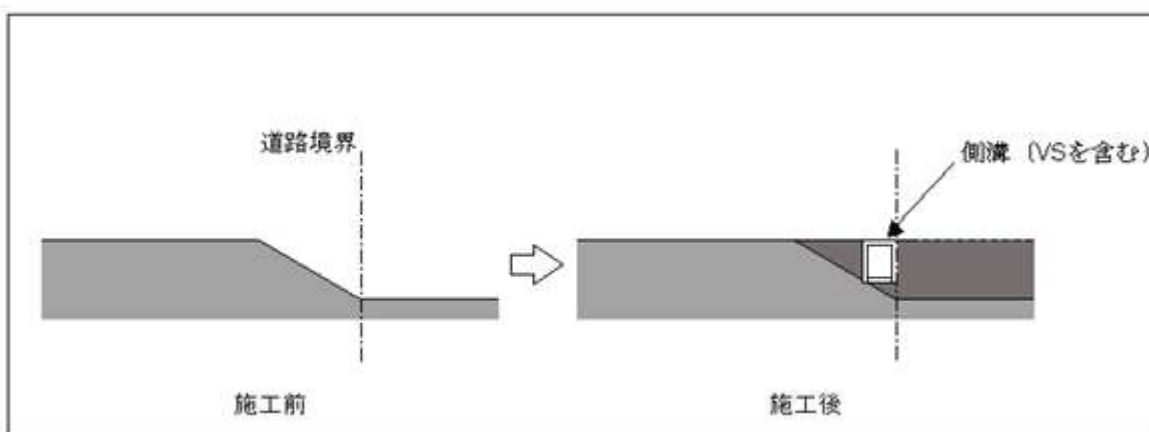
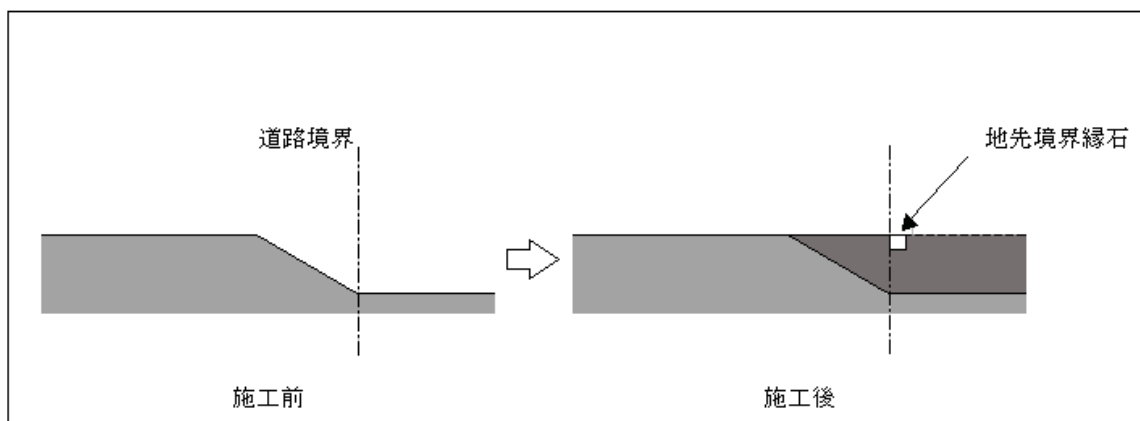
（のり敷の盛土又は切土工事）

第7 沿道の家屋及び事業所等から車道へ接続するための出入口を設けるための、のり敷きの盛土又は切土工事については、次の各号に掲げるところによるものとする。

ただし、鉄骨造等の構造物による通路の設置は、占用物件として許可申請させるものとする。

- (1) 出入口の幅員は、第4(7)の規定と同様とする。
- (2) 出入口の舗装構成は、第4(9)の規定と同様とする。
- (3) 盛土による出入口の設置により転落など通行に危険が生じる場合には、反射鏡等の設置など安全対策を講じることとする。
- (4) 道路部分と民地部分を一体として舗装する場合には、舗装を分断するため道路境界の民地側に地先境界縁石または境界杭を設置すること。
ただし、道路境界に沿った道路側または民地側に側溝を敷設する場合には、地先境界縁石の設置はしない。
- (5) 盛土及び切土による設置された出入口の維持管理について、設置者に求めることができる。

参考図（第7（4）関係）



（防護柵の撤去工事）

第8 出入口の設置のためを含む、防護柵の撤去工事については、防護柵が設置されている場所に地形、形状の変更があり、防護柵の撤去が社会生活上必要となった場合に限るものとし、撤去後は、交通安全上支障が生じない構造とする。

- (1) 普通河川等への通路橋の設置に伴う防護柵の撤去にあたっては、道路からの転落を防止するため、通路橋が架かっている部分と撤去した防護柵の部分との間に隙間が開かないこととする。
- (2) 出入口の幅員は、第4（7）の規定と同様とする。

(境界標の設置工事)

第9 道路の敷地と隣接地との境界に境界標を設置する場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 境界標は、境界線の屈折する地点、その他境界の主要な地点に設置する。
この場合、境界標の十字印の中心点（ \wedge 、 \uparrow 印の境界標にあつては、その先端）を境界点（線上）に合わせるものとする。
- (2) 石積等工作物により境界標の中心を境界線上に設置できないときは、なるべく市有地内の適当な位置に設置し、関係図面にその位置関係を明らかにしておくものとする。
- (3) 境界標側面刻字の「千曲市」を市有地側に、「界」を隣接地側とする。
- (4) 境界標の設置間隔は、20m以下となるようにする。
- (5) 道路等が、コンクリート又はアスファルト舗装のために、プラスチック柱を設置できないときは、これに代えてプレート又は鉄鋌を設置するものとする。
- (6) 市街地等においては、連続した地先境界縁石等を民地側に設置させることとする。